

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による意見の聴取……………
- 建築基準法による一団地の区域……………
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………
- 東京都知事表彰……………
- 開発行為に関する工事を完了……………

告示

●東京都告示第千五百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第三項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十七年十月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公聴会を行う日時 平成二十七年十月二十九日（木曜日）午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二〇三会議室

三 書面の提出先 東京都庁第二本庁舎十階二〇三会議室
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため
建築主任 大阪府大阪市北区大淀中一丁目一番八十八号積水ハウス株式会社
電話〇三（五三八八）三三三三四

工事種別 新築
申請の概要

及び用途 共同住宅、有料老人ホーム、保育所、自動車庫及び物販店舗

敷地面積 約一五、七九〇平方メートル

建築面積 約六、六一五平方メートル

延べ面積 約四一、二八二平方メートル

構造及び階数 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上十四階地下一階

高さ 四四・〇メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

●東京都告示第千五百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年十月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日 認定年月日

対象区域の地名地番 江東区夢の島二丁目三番二 平成二十七年九月三十日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都庁第二本庁舎三階中央
東京都庁第二本庁舎三階中央

●東京都告示第千五百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧

に供する。

平成二十七年十月二十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

港区浜松町二丁目五番二から同番七 平成二十七年九月まで、同番九、同番十、同番二十九、月二十四日

同番三十六、同番四十三及び同番四十四

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千五百三十七号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十八条第一項の規定に基づき、産業廃棄物(埋設廃棄物等)処理施設建設事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があつたので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十月二十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

S. P. E. C株式会社

代表取締役 深江 伯史

中央区日本橋富沢町五番四号

二 対象事業の名称及び種類

産業廃棄物(埋設廃棄物等)処理施設建設事業

廃棄物処理施設の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、大田区城南島地内のスーパーエコタウン事業用地に、建設工事現場から発生する埋設廃棄物及び汚染土壌の処理施設を建設し、埋設廃棄物及び汚染土壌の適正処理を行うものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、地盤、水循環、景観、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成二十七年十月二十一日から同年十一月四日まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 大田区環境清掃部環境・地球温暖化対策課

大田区蒲田五丁目十三番十四号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目		評価の結論												
大気汚染	工事後	<p>イ 搬出入車両の走行に伴う排出ガス</p> <p>計画地周辺は、工業専用地域であるため、予測地点は走行ルート上の計画地最寄りであり、各項目とも評価の指標を下回る。また、搬出入車両の走行による寄与率はそれぞれ 0.01%、0.34%であることから本事業による搬出入車両の影響は小さい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値</th> <th>評価の指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.023</td> <td>0.063</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.035</td> <td>0.058</td> <td>0.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 日平均値は、浮遊粒子状物質は日平均値の2%除外値、二酸化窒素は日平均値の年間98%値である。</p> <p>注2) 評価は、日平均値と評価の指標を比較した。</p>	項目	年平均値	日平均値	評価の指標	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.023	0.063	0.1	二酸化窒素 (ppm)	0.035	0.058	0.06
項目	年平均値	日平均値	評価の指標											
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.023	0.063	0.1											
二酸化窒素 (ppm)	0.035	0.058	0.06											
悪臭	工事後	<p>イ 受入れピットから漏洩する悪臭</p> <p>埋設廃棄物等の受入及び保管は、身圧管理された屋内で行い、吸引した空気をバクテリアルター及び活性炭吸着塔により処理することにより、廃棄物及び処理済物、施設から漏洩する臭気の影響は小さい。</p> <p>エ 施設の稼働に伴う騒音、振動、低周波音</p> <p>(イ) 騒音 計画地敷地境界における騒音レベルの最大値は、敷地境界北西側で 63dBと予測された。</p> <p>計画地周辺は、工業専用地域であり「騒音規制法」及び「環境確保条例」の適用を受けない地域であるが、評価の指標とした「環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に適用する騒音の規制基準に準拠した自主管理値 (70dB) を下回る。</p> <p>(ロ) 振動 計画地敷地境界における振動レベルの最大値は、北側及び東側敷地境界で 59dBと予測された。</p> <p>計画地周辺は、工業専用地域であり「振動規制法」及び「環境確保条例」の適用を受けない地域であるが、評価の指標とした「環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る振動の規制基準に準拠した自主管理値 (65dB) を下回る。</p> <p>(ハ) 低周波音 G特性音圧レベルの予測結果は、東側敷地境界付近で最大 89dBであり、ISO 7196に示された感覚閾値である超低周波音 (1~20Hz) を感じるレベル (G特性音圧レベルで 100dB) をすべての地点で下回る。また、F特性音圧レベルの予測結果は、建具のたたき隣値レベル (5Hz~50Hz) におけるF特性音圧レベルに対して、東側敷地境界付近で 5Hzの超低周波音において閾値を上回る。</p> <p>しかし、計画地は工業専用地域内であり、周囲も同様のスーパーエコタウン事業に係る事業所が立地し、周辺には住居施設が存在していないことから、建屋外壁の遮音性能及び剛性を高める対策に加え、設備機械の適圧な運転管理を行うことで、十分な環境保全を図ることができると評価する。</p> <p>イ 搬出入車両の走行に伴う騒音、振動</p> <p>(イ) 騒音 搬出入車両の走行に伴う騒音レベルの予測結果は、昼間 75dB、夜間 70dBであり、評価の指標とした環境基準を超過するが、現況値に対する増加レベルは 0.1dB以下であり、搬出入車両の走行に伴う影響は少ないと考える。</p>												

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目		評価の結論
騒音・振動	工事後	<p>(イ) 振動 搬出入車両の走行に伴う振動レベルの予測結果は、昼間 50dB、夜間 46dBであり、評価の指標とした要請限度を下回る。</p> <p>エ 施設の稼働に伴う洗浄水等の地下浸透による地下水水質及び公共用水域への影響 洗浄施設及び排水処理施設は、廃棄物及び汚染土壌の洗浄過程で発生する汚濁水 (洗浄水) が漏れることのないよう、すべて防水加工した防漏堤で囲まれた場所に設置し、処理後の洗浄水を貯留する排水槽は水密性の高いコンクリート構造とし、表面を塗膜防水とするとともに定期的に漏水の点検を実施する。さらに、敷地内の地下浸透は周囲に設ける緑地のみとし、それ以外は地下浸透しない舗装であり、舗装面の雨水処理については、適正に処理して放流することから、洗浄水等の地下浸透はない。</p> <p>したがって、洗浄水等の地下浸透による地下水水質及び公共用水域への影響については、評価の指標を満足する。</p>
水質汚濁	工事後	<p>エ 地盤の変形の範囲及び程度 掘削深度 G.L.-1.0mを超える部分は、親杭掘削工法・シートパイル自立工法による山留めを行い、地下水の揚水、地下水の排水することから、地下室内とする。このため、掘削及び地下水のくみ上げによる周辺地盤への影響は小さく評価の指標を満足する。</p> <p>イ 地下水の水位及び流況の変化の程度 地下水と接触する範囲の掘削は、難透水層までシートパイル自立工法とし、シートパイルで区画された範囲内の地下水を排水することから、地下水の遮断及び揚水による影響は限定的であり、地下水の水位の変化及び流況の変化は小さく評価の指標を満足する。</p> <p>エ 地下水の水位及び流況の変化の程度 地下構造物は、地盤面から G.L.-1~4m程度に設置する。地下水の流動性が高い埋土層は、城南島全体で地盤面から G.L.-10m程度であることから、地下水の水位の変化及び流況の変化は小さい。また、基礎杭は、深度約 G.L.-70mの上総層群高砂層 (tas) を支持層として構築されるが、杭の設置による地下水の流況の変化は小さく評価の指標を満足する。</p> <p>イ 液状化のおそれの程度 液状化のおそれの程度については、緊密な範囲に収まることから、液状化のおそれはないため倒壊などの周囲への影響はないと評価する。</p> <p>エ 地下水の水位、流況の変化の程度 掘削作業に当たっては、掘削部の周囲を鋼製矢板で難透水層である有楽町層上部の粘性土層 (Yuc) まで挿入し、被圧水を遮断する。</p> <p>掘削範囲内において、一時的に地下水をくみ上げるが、掘削範囲が局所的でもなく、掘削深度は最大 G.L.-4m程度であることから地下水を遮断することなく、計画地周辺の地下水水位の変化は小さく影響を及ぼすことはない。したがって、計画地周辺の地下水の水位、流況の変化の程度は、評価の指標を満足する。</p> <p>エ 地下水の水位、流況の変化の程度 地下構造物は地盤面から G.L.-1~4m程度に設置する。地下水の流動性が高い埋土層は、城南島全体で地盤面から G.L.-10m程度であることから、地下構造物の存在に伴う地下水の水位、流況の変化の程度は小さく評価の指標を満足する。</p> <p>イ 表面流出量の変化の程度 表面流出量については、緑地部分による浸透域及び雨水流出抑制施設を設置し 175.9mmの計画雨水流出抑制量を確保する。</p> <p>したがって、雨水の表面流出量は少なく評価の指標を満足する。</p>
地盤	工事後	<p>エ 地下水の水位及び流況の変化の程度 地下水と接触する範囲の掘削は、難透水層までシートパイル自立工法とし、シートパイルで区画された範囲内の地下水を排水することから、地下水の遮断及び揚水による影響は限定的であり、地下水の水位の変化及び流況の変化は小さく評価の指標を満足する。</p> <p>エ 地下水の水位及び流況の変化の程度 地下構造物は、地盤面から G.L.-1~4m程度に設置する。地下水の流動性が高い埋土層は、城南島全体で地盤面から G.L.-10m程度であることから、地下水の水位の変化及び流況の変化は小さい。また、基礎杭は、深度約 G.L.-70mの上総層群高砂層 (tas) を支持層として構築されるが、杭の設置による地下水の流況の変化は小さく評価の指標を満足する。</p> <p>イ 液状化のおそれの程度 液状化のおそれの程度については、緊密な範囲に収まることから、液状化のおそれはないため倒壊などの周囲への影響はないと評価する。</p> <p>エ 地下水の水位、流況の変化の程度 掘削作業に当たっては、掘削部の周囲を鋼製矢板で難透水層である有楽町層上部の粘性土層 (Yuc) まで挿入し、被圧水を遮断する。</p> <p>掘削範囲内において、一時的に地下水をくみ上げるが、掘削範囲が局所的でもなく、掘削深度は最大 G.L.-4m程度であることから地下水を遮断することなく、計画地周辺の地下水水位の変化は小さく影響を及ぼすことはない。したがって、計画地周辺の地下水の水位、流況の変化の程度は、評価の指標を満足する。</p> <p>エ 地下水の水位、流況の変化の程度 地下構造物は地盤面から G.L.-1~4m程度に設置する。地下水の流動性が高い埋土層は、城南島全体で地盤面から G.L.-10m程度であることから、地下構造物の存在に伴う地下水の水位、流況の変化の程度は小さく評価の指標を満足する。</p> <p>イ 表面流出量の変化の程度 表面流出量については、緑地部分による浸透域及び雨水流出抑制施設を設置し 175.9mmの計画雨水流出抑制量を確保する。</p> <p>したがって、雨水の表面流出量は少なく評価の指標を満足する。</p>
水循環	工事後	<p>エ 地下水の水位、流況の変化の程度 地下構造物は地盤面から G.L.-1~4m程度に設置する。地下水の流動性が高い埋土層は、城南島全体で地盤面から G.L.-10m程度であることから、地下構造物の存在に伴う地下水の水位、流況の変化の程度は小さく評価の指標を満足する。</p> <p>イ 表面流出量の変化の程度 表面流出量については、緑地部分による浸透域及び雨水流出抑制施設を設置し 175.9mmの計画雨水流出抑制量を確保する。</p> <p>したがって、雨水の表面流出量は少なく評価の指標を満足する。</p>

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目		評価の結論
景観	工事後の完了後	<p>ア 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度</p> <p>計画地の周辺は、東京都のスーパーエコタウン事業として、複数の廃棄物処理施設が立地する臨海部の景観構成になっている。</p> <p>計画地は、東京都景観計画、「大田区景観計画」等に基づき、臨海地域全体の調和に配慮したデザインとする計画であるため、産業促進市街地の景観特性に適合する。また、敷地の外周部に植栽することにより、周辺の公園等の緑と連続性をもたせることから、地域景観の特性に大きな変化はなく、評価の指標を満足する。</p> <p>イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <p>京浜島つばさ公園及び城南島海浜公園から、計画建物を確認することができ、計画建物の形状、高さ及び色彩は、周辺の建築物と類似しており、周辺の景観との調和が図られている。</p> <p>したがって、代表的な眺望地点からの眺望に大きな変化はなく、評価の指標を満足する。</p>
廃棄物	工事中の進行中	<p>ア 建設発生土及び建設汚泥の発生量、建設廃棄物の発生量</p> <p>建設の建設工事により、建設発生土及び建設汚泥が発生するが、再利用可能な建設発生土及び建設汚泥の一部を埋め戻し等に用いて有効利用し減量化を図るとともに、計画地以外での有効利用を図る。残りは産業廃棄物処理施設へ搬出し、再生利用及びリサイクルを図るなど適切に処理・処分する。建設廃棄物については、分別を徹底し可能な限り再資源化を図ることにより、建設廃棄物の減量化に努める。</p> <p>また、再資源化できない建設廃棄物については、適切に処理処分を行い、適切に処理を行っている事業を産業廃棄物管理票(マニフェスト)により確認する。</p> <p>したがって、評価の指標である関係法令に示される事業者の責務に基づき、建設発生土及び建設汚泥の発生量、建設廃棄物の発生量を抑制することを確認する。</p>
廃棄物	工事後の完了後	<p>ア 施設の稼働に伴う処理済物の種類及び排出量、再資源化率、再資源化率は、リサイクル業者、建設業者、セメント製造施設等に出荷され、再資源化率は90.5%と抑制される。</p> <p>排水汚泥及び選別土壌(汚染土壌)についても、セメント製造施設や土壌処理施設に届し再資源化を図ることにより、管理型最終処分場への搬出量を最小限に抑えられる。</p> <p>したがって、廃棄物の適正な処理、リサイクル率の向上を図ることから、評価の指標である関係法令等に示される事業者の責務に基づき、廃棄物の抑制を満足することを確認する。</p>
温室効果ガス	工事後の完了後	<p>ア 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度</p> <p>本施設の稼働により、電気及び都市ガスの使用によって12,882 t-CO₂/年の温室効果ガスが排出されると予測されるが、発電施設の余熱回収及び太陽光発電により、1,181 t-CO₂/年の温室効果ガスの削減が見込まれる。</p> <p>また、事業の実施にあたっては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に示される事業者の責務である温室効果ガスの排出の抑制措置、「環境確保条例」に示される地球温暖化対策の推進を実施していく。</p> <p>したがって、施設の稼働に伴う環境への温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量及びその削減の程度は、評価の指標とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」に示される事業者の責務、「環境確保条例」に示される事業者の責務等を満足する。</p>

●東京都告示第千五百三十八号

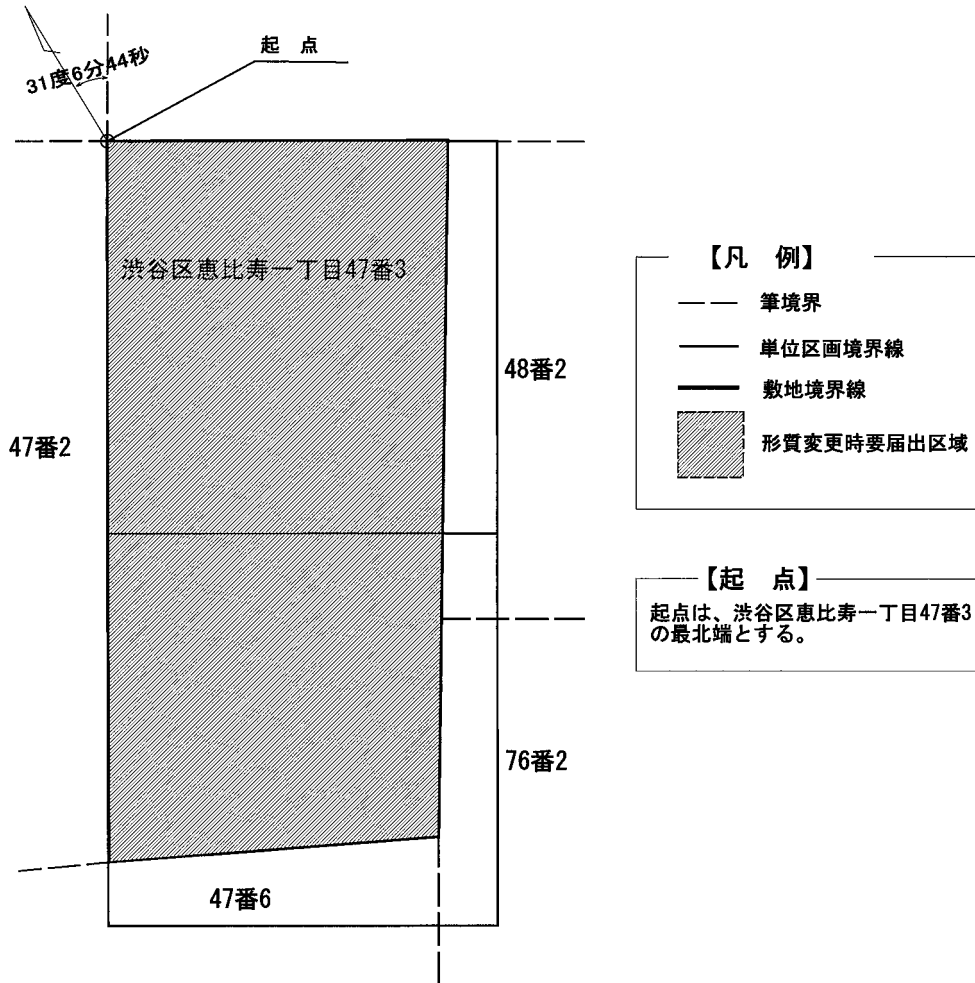
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十月二十一日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(渋谷区恵比寿一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物、テトラクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【格子の回転角度 (31度6分44秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百三十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十月二十一日

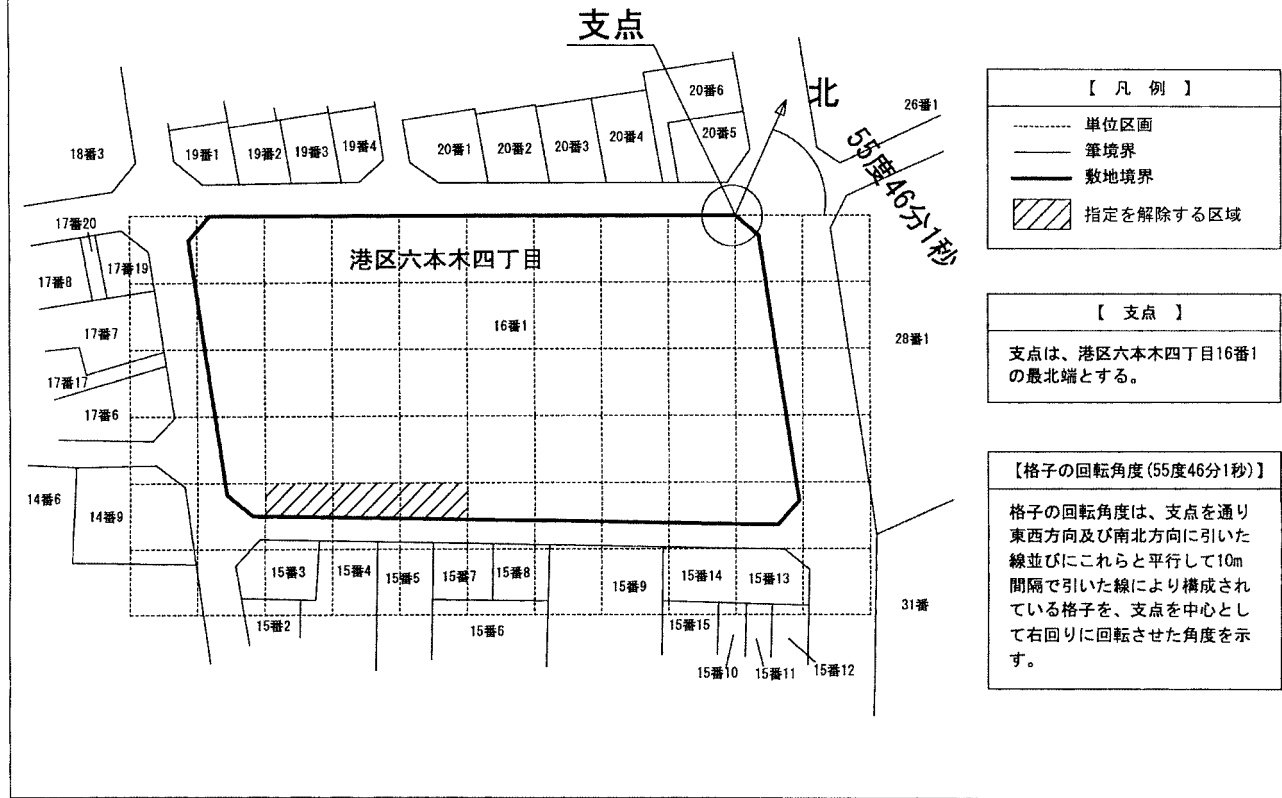
東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区六本木四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第千五百四十号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月二十一日
 東京都知事 舛添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 西多摩郡奥多摩町留浦字地郡一六〇三番イ及びニ（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡檜原村字上元郷五三九九番イ(次の図に示す部分に限る。)、字下元郷五二四一番一(次の図に示す部分に限る。)、五二四〇番、字三都郷七三三〇番、七三九九番、七三五〇番、字倉掛九三六九番一・九三九一番四・九三七六番三・九三九一番一(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、九三六九番二、同番四及び五、九三七七番、九三七八番、九三八九番、九三九一番九及び一〇、同郡日の出町大字大久野字落合二三九番一(次の図に示す部分に限る。)、三三三番一、同番三及び四

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
西多摩郡檜原村字上元郷五三九九番イ(次の図に示す部分に限る。)、字下元郷五二四〇番・五二四一番一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、字倉掛九三六九番四(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡檜原村字下元郷五二三三番、五二三四番一

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千五百四十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十七年十月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 路線名 都道白金台町等々力線

二 指定する区間 目黒区中根一丁目二百二十五番八地先から世田谷区深沢一丁目十九番十九地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

公 告

東京都知事表彰について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第六条の規定に基づき、平成二十七年十月二十一日に表彰されたものは、次のとおりである。

平成二十七年十月二十一日

東京都知事 舛 添 要 一

氏名又は名称 事績の概要

【青少年健全育成成功労者】

築地 照吉 青少年育成地区委員、青少年問題協議会委員、青少年委員、少年補導員、保護司等として、多年にわたり青少年の健全な育成に貢献されました。

- 谷口 俊顯
- 中島 正一
- 福永 勝
- 成岡 有示
- 西田 律子
- 伊藤 達雄
- 吉崎 迪三
- 角田 政春
- 原澤 太雄
- 川口 元久
- 北田 洋子
- 三浦 範子
- 松原 俊夫
- 古屋 英二
- 若林 勲

- 越村 桂子
- 関井 文枝
- 岩崎 忠雄
- 戸田 敏之
- 坂口 節子
- 椿 淳江
- 山本 洋子
- 川島 高明
- 清水 康行
- 白石 広美
- 水野 弥生
- 竹内 善衛
- 金杉 正成
- 井上 孝
- 宮木 たつ子
- 星野 利子
- 佐藤 信子
- 坂井 恵子
- 北島 章雄
- 大木 真知子
- 榎本 フミ子
- 佐野 郁藏
- 菊地 裕美
- 原 あけみ
- 山下 智世
- 小林 はるみ
- 佐々木 久利子
- 五味 律子

- 住吉 喜代子
- 工藤 恵美子
- 小山 一博
- 向田 あけみ
- 田村 嘉健
- 福嶋 正己
- 根本 洋子
- 鳥井 英子
- 星 一郎
- 内山 清一
- 福興 好一
- 大西 博子
- 小島 延親
- 平賀 淳子
- 八木 功
- 山内 とみ子
- 新井 利夫
- 田中 清子
- 尾崎 美代子
- 横山 恵美子
- 中澤 清明

【青少年健全育成成功労団体】

中根住区住民会議
 青少年の地域の居場所として中根住区センター相談コーナーを位置付けしたほか、中根サミットにおいて青少年問題について協議・情報交換することで地域全体で共通認識を持つ等により、青少年の健全な育成に貢献されました。

田園調布母の会
 「ひとの子もわが子も同じ愛の手で」をスローガンとして、年間の各種行事

東村山市青少年対策連絡協議会

を通じて、青少年の非行を防止し、安全で安心して暮らせる明るい街づくりに寄与することで、青少年の健全な育成に貢献されました。

ガールスカウト東
京都第三十四団

「自己開発」、「人との交わり」、「自然と共に」の三本の柱をもとに地域の少女育成に取り組み、多くの自立した女性を輩出し、募金やマラソン大会への奉仕等の各種事業にも貢献し、青少年の健全な育成に貢献されました。

【模範青少年団体】

代田和太鼓クラブ

定期的に地域のイベントで積極的に演奏し、力強い和太鼓の演奏等を通じて地域に元気を与えるとともに、子供達も熱心に練習へ参加することで伝統文化や礼儀作法を学び、地域の青少年の模範となりました。

板橋区スポーツ少年団

子供達のスポーツ活動を支援し、運動を楽しむ環境づくりを行い、子供達の健全な成長の手助けをする目的で設立され、板橋区及び近隣地域のイベント等にも積極的に参加し、地域の青少年の模範となりました。

田園調布交通少年団

全国交通安全運動において、街頭活動に積極的に参加したほか、自転車交通安全教室で地域の子供達の手本となるように正しい交通ルールを学び、ボランティアにも積極的に参加し、地域の青少年の模範となりました。

小金井消防少年団

鼓笛隊を編成し、老人ホームへの慰問や地域のイベント等へ積極的に参加し、

葛西消防少年団

地域との関わりを深めたほか、防災意識を身に付け自立心の向上を図るなど、地域の青少年の模範となりました。
地域の美化活動や各種イベントに積極的に参加したほか、防火防災に関する知識及び必要な技術を身に付け、社会奉仕の精神をかん養するなど、地域の青少年の模範となりました。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年十月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

昭島市上川原町一丁目七百二十二番、七百三十二番七及び同番八

立川市錦町二丁目一番二十三号アンソレイユ三階
株式会社センセール
代表取締役 吉田 正人

昭島市朝日町一丁目五番十二号
株式会社サンハウス
代表取締役 松永 久和

立川市西砂町四丁目三十八番十四、三十九番一及び四十番十三の一部

青梅市藤橋一丁目四百七十七番地十九
有限会社大野ハウジング
取締役 澤田 豊

福生市大字熊川字武蔵野千三百八十九番十二の一部、同番十三、同番十四及び同番二十一の一部

立川市錦町二丁目四番三号
株式会社ライズウエル
代表取締役 渡邊 裕



発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001